

915

アメリカ合衆国政府及びイラン・イスラム共和国政府による請求権の解決に関するアルジェリア民主人民共和国政府の宣言(アルジェ協定)

発出及び効力発生 一九八一年一月一九日

アルジェリア民主人民共和国政府は、イラン・イスラム共和国政府及びアメリカ合衆国政府から受領した正式の遵守の通告に基づき、ここにイラン及び合衆国は以下の通り協定したと宣言する。

第一条(仲裁への付託) イラン及び合衆国は、第二条という請求権の直接の関係当事者による解決を促進するであろう。この協定の効力発生の日から六箇月以内に解決されないいずれかのそのような請求権は、この協定の定めにしたがって拘束力のある第三者による仲裁に付託する。この六箇月の期間は、いずれかの当事者の要請に基づき一度だけ三箇月延長することができる。

第二条(請求権) 1 イランに対する合衆国国民の請求権及び合衆国に対するイラン国民の請求権並びにこのような国民の請求権の主題をなすのと同じ契約、取引又は事件から生じるいずれかの反訴であって、このような請求権及び反訴がいずれかの裁判所に係属しているか否かを問わずこの協定の日において未解決であり、かつ債務、契約(信用状又は銀行保証の対象である取引を含む)、取用又はその他の財産権に影響を及ぼす措置から生じるものについて決定するために、ここに国際仲裁裁判所(イラン・合衆国仲裁裁判所)を設置する。ただし、一九八一年一

月一九日のアルジェリア政府の宣言の第一項にいう請求権、同項にいう行為に対応する合衆国の行動から生じる請求権、及び当事者間の拘束力ある契約であつてそのもとで生じるすべての紛争がイラン国会の立場に従い権限あるイランの裁判所の専属的管轄権に服するとともに規定するものから生じるものは除外する¹⁾。

2 裁判所はまた、合衆国とイランの相互間の公的な請求権であつて、物品または役務の売買のための契約上の取り決めから生じるものについても、管轄権を有する。

3 裁判所は、一九八一年一月一九日のアルジェリア政府の宣言の第一六―一七項に定めるように²⁾、同宣言のいずれかの条項の解釈又は履行に関するすべての紛争に対して管轄権を有する。

第三条(裁判所の構成及び請求権の提出) 1 裁判所は、九名またはそれ以上の三の倍数であつてイラン及び合衆国が裁判所の業務のすみやかな遂行のために必要なものとして合意することのある数の構成員により構成する。この協定の効力発生の後九〇日以内に、両政府はそれぞれ構成員の三分の一を指名する。これらの構成員の指名の後三〇日以内に、このように指名された構成員は相互の合意により構成員の残りの三分の一を選任しかつこの三分の一から裁判所長を指名する。請求権は、裁判所の全員法廷により又は裁判所長の決定により三名の裁判所構成員からなる裁判部によって決定することができる。このように法廷によって指名された各一名の構成員からなる²⁾ 裁判所の構成員の指名及び裁判所の業務の遂行は、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則にしたがつて行ふ。ただし、当事者又は裁判所がこの協定を実施しようよう確保するため修正する場合には、この限りではない。三名から構成される裁判所の構成員の指名のためのUNCITR

A.L.規則を、この裁判所の指名に準用する。

3 この協定の範囲内にある合衆国及びイランの国民の請求権は、請求者自身により又は二五〇、〇〇〇ドル未満の請求権の場合にはこのような国民の政府により、裁判所に提出される。

4 この協定の効力発生の後一年又は裁判所長の指名の後六箇月のいずれかのより遅い日以降は、いかなる請求権も裁判所に付託することはできない。この期限は、一九八一年一月一九日のアルジェリア政府の宣言の第一六項及び第一七項という手続には適用しない。

第四条 裁定の効力¹⁾ 裁判所のすべての決定及び裁定は、終局かつ拘束力を有するものとする。

2 一九八一年一月一九日のアルジェリア政府の宣言の第七項が規定するように、この協定のもとにおけるすべての仲裁裁定が履行されたときには、裁判所長がこれを認証する。

3 いずれかの政府に対して裁判所が下すすべての裁定は、このような政府に対していづれかの国の裁判所においてその国の法に従って執行可能なものとする。

第五条 適用法規 裁判所は、裁判所が適用可能と決定する国際私法規則及び商事法並びに国際法の諸原則を適用し、関連ある商事慣行、契約条項及び変化した事情を考慮して、すべての事件を法の尊重を基礎として決定する。

第六条 所在地、代理人、費用及び協定の解釈¹⁾ 裁判所の所在地はオランダのハーグ又はイラン及び合衆国が合意するその他の場所とする。

2 両政府は、裁判所の所在地において代理人を指定する。代理人は、裁判所において政府を代表し、裁判所における手続に関連して政府に宛てられ、又はその国民、機関、出先若しくは団体に宛てられた通知又はその他の通報を受領する。

3 裁判所の費用は、両政府が等分して負担する。

4 この協定の解釈又は適用に関するすべての問題は、

イラン又は合衆国のいずれかの要請に基づき裁判所が決定する。

第七条 (用語) この協定の適用上、

1 イラン又は合衆国の「国民」とは、事情に応じて、(a) イラン又は合衆国の市民である自然人、及び(b) イラン又は合衆国若しくはそのいずれかの州又は領域、コロンビア特別区又はプエルトリコ準州の方法とも組織された企業又はその他の法人であつて、このような国の市民である自然人が集团的に、直接又は間接に、このような企業又は団体の資本金の五〇パーセント又はそれ以上に相当する権利を保有するものをいう。

2 イラン又は合衆国の「国民の請求権」とは、事情に応じて、当該国の国民が請求権が発生した日からこの協定が効力を発生した日まで継続的に所有する請求権をいう。この請求権は、このような国民が法人における資本金又はその他の財産的権利の所有権を通じて間接的に有する請求権を含むが、ただし、このような国民の所有権の権利が集团的に、請求権の発生の時点において企業又はその他の団体の支配を行うのに十分なものであつたこと、さらにはまた、当該の企業又はその他の団体がこの協定の規定のもとで自ら請求権を提出する資格を有さないことを条件とする。仲裁裁判所に付託された請求権は、請求権の裁判所への付託の時点において、イラン又は合衆国の裁判所若しくはいずれかの他の裁判所の管轄権から除外されるものとみなす。

3 「イラン」とは、イランの政府、イランのいずれかの政治単位、及びイランの政府又はそのいずれかの政治単位が支配する機関、出先又は団体をいう。

4 「合衆国」とは、合衆国の政府、合衆国のいずれかの政治単位、合衆国の政府又はそのいずれかの政治単位が支配する機関、出先又は団体をいう。

第八条 (効力発生) この協定は、アルジェリア政府がイラン及び合衆国の双方からこの協定の遵守の通告を

受領したときに効力を発生する。

〔編注〕

1 この宣言の日の前に発生した出来事から生じる合衆国又は合衆国民の損害であつて、(A) 一九七九年一月四日における五二名の合衆国民の逮捕、(B) その後の彼らの抑留、(C) 一九七九年一月三日以後の在テヘラン合衆国大使館の構内における合衆国の財産又は合衆国民の財産に対する損害、(D) イランにおけるイスラム革命の過程で人民の運動の結果生じた合衆国民又はその財産への損害であつてイラン政府の行為によるものでないものに、に関連するものをいう。

2 前シヤー及びその近縁者の財産を凍結し、これに対するイランの訴訟を援助する合衆国の義務を含む。

3 同項は、イランに対する裁定を履行するために保証勘定を設定し、裁判所長がイランに対するすべての裁定が履行されたと認証する場合には、保証勘定の残額はイランに移転されたと規定する。